## 学校感染症による欠席届について

学校保健安全法により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。
出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。医師の診断・指示により登校が許可されましたら、下の
「学校感染症による欠席届」を保護者の方が御記入の上、担任へ御提出ください。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。医師の診断・指示により登校が許可されましたら、下の「学校感染症による欠席届」を <u>保護者の方が御記入の上</u> 、担任へ御提出ください。									
◆									
小学部・中学部・高等部年組 氏名									
下記の	疾患につい	いて、	月[	日に医師の	り診断を受	たけました	- - o		
このため、月日から月日まで欠席させていましたが、集団生活に支障が									
ない状態ですので、登校を再開します。									
疾 患 名:									
受診した医療機関名:(電話:)_								)_	
発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日 症状軽快日 (〇を記入)									
※裏面の参考「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」を御確認ください。								ください。	
【 インフルエンザの場合 チェック☑】 □ 発症後、5日を経過しました。 □ 解熱したあと、2日を経過しました。									
【 新型コロナウイルス感染症の場合 チェック図】 □ 発症後(無症状の場合は、検査日から)5日を経過しました。 □ 症状が軽快して1日を経過しました。									
				令和	n年_	月	_目		

保護者氏名\_\_\_\_\_

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条) 令和5年5月8日改正

分類	病気の種類	出席停止の期間				
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、					
感染症	痘瘡,南米出血熱,ペスト,マールブルグ					
	熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症					
	急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで				
	(H5N1 · H7N9)					
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染					
	症、指定感染症及び新感染症					
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児に				
	(H5N1)を除く)	あっては 3 日)を経過するまで				
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌				
		性物資製剤による治療が終了するまで				
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで				
第二種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日				
感染症		を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
	風疹	発疹が消失するまで				
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで				
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそ				
		れがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそ				
		れがないと認めるまで				
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後				
		1 日を経過するまで				
	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感	症状により学校医その他の医師において感染のおそ				
	染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結	れがないと認めるまで				
	膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症					
第三種	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)					
感染症	溶連菌感染症, ウィルス性肝炎, 手足口病,	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要す				
	伝染性紅斑, ヘルパンギーナ, マイコプラ	る場合など				
	ズマ感染症, 感染性胃腸炎など					

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ,水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)